

[事案 2019-303] 新契約無効請求

・令和2年7月7日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に誤説明があったことを理由に、解約返戻金と既払込保険料の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年11月に契約した年金保険について、募集人より、貯金のようなもの、いつ解約しても全額返金されるとの案内を受けたため加入したが、募集人から重要事項の説明はなく、入力端末のチェックボックスの入力等も募集人自身が行い、自分は署名だけ行った。本契約の解約時に初めて、解約返戻金の額が払込保険料を下回ることがあることを知ったので、解約返戻金と既払込保険料の差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人に、注意喚起情報、ご契約のしおり、定款・約款が一体となった冊子を手交し、契約前に内容を確認・了解のうえ申し込むよう口頭で伝えた。注意喚起情報には、解約返戻金が多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になることが明記されている。
- (2)募集人は、いつ解約しても全額返金されるとは説明しておらず、提案書に記載されている解約返戻金の例表を見せながら、経過期間が短い場合には解約返戻金が支払った保険料を下回することを十分に説明していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求を基礎づける主要事実の存在を直接示す証拠が存在しないため、主要事実を推認させるような間接的な事実の有無を確認する目的で、申立人の希望にもとづき事情聴取を電話で実施したが、実質的な質疑応答がなされないまま、申立人が5分ほどで一方的に切電したため、申立人の主張する事実は認定することができず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。